

平成十四年総務省告示第七十二号（他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備を指定する件）の一部を改正する告示案 新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。 一〇六（略） 別表 一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 二 KDDI株式会社 三 ソフトバンクモバイル株式会社 四 沖縄セルラー電話株式会社	別表に掲げる電気通信事業者が設置する第一項から第六項までに掲げる電気通信設備。 一〇六（略） 別表 一 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ 二 KDDI株式会社 三 沖縄セルラー電話株式会社